

## 事務補助員（会計年度任用職員）【障がい者対象】募集要項

項 目	内 容
1 職名	事務補助員（会計年度任用職員）【障がい者対象】
2 募集人数	3人
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
4 任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、2回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	職員課分室（市役所本庁舎西棟3・4階 草加市高砂1-1-1）又は 公用車管理棟（草加市吉町1-1-41）
6 職務内容	印刷、封入封緘、郵便物の仕分け、シール貼り、シュレッダー、資料のスキャン作業、公園の巡回清掃業務【簡易なゴミ拾い（トイレ清掃なし）】、 庁内施設管理業務など（予定）
7 応募資格・求められる能力	<応募資格> 障がい者手帳の交付を受けている者 ※「障がい者手帳」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。 <求められる能力> ・ 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・ 自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週30時間勤務（週5日勤務） ・ 月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分までの間で所属長の指定する6時間 ・ 所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・ 週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・ 国民の祝日に関する法律による休日 ・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	60分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 報酬額	時給 1,349円（地域手当に相当する報酬を含みます。） ・ 常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・ 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 有

14 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に持参してください。          申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員申込書</li> <li>・障がい者手帳の写し（氏名・等級などが記載されている頁）</li> </ul> <p>(2) 申込期間</p> <p>令和8年8月3日（月）から令和8年8月12日（水）までの平日の8時30分から17時15分まで</p>
15 選考方法	<p>面接選考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年8月20日（木）（市役所本庁舎）</li> <li>・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。</li> </ul>
16 その他	<p>市役所での就労を通じて、職域の拡大やスキルアップを図り、一般企業等への就職を目指している方を対象に募集しています。</p> <p>なお、採用後の円滑な職場定着と次の求職活動への円滑な移行を図るため、<u>就労支援機関への登録をお願いします。</u></p>
17 問い合わせ	<p>草加市総務部職員課分室（市役所本庁舎西棟4階）          住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1          電話：048-922-0151 内線2237          担当：山崎・大野</p>

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。